

平成 17 年 10 月 20 日

法務省民事局民事第一課

補佐官 泉 本 良 二

諸外国の国籍取得制度について（報告）

このたび、出生後に認知等により親子関係が形成された子の国籍取得に関する諸外国の立法例について、外務省を通じて我が国の在外公館に照会する方法により調査したところ、これまでに判明した立法例は以下のとおりであるので、報告する。

記

1 スウェーデン国籍法（2001年7月1日施行，2005年7月1日改正）

控訴人が乙 33 号証において示したスウェーデン国籍法の規定は、現在も有効である。

同法 1 条 2 項において、子の出生による国籍取得につき「父がスウェーデン国籍で子がスウェーデンで出生した場合」と規定されているが、これについては、2001年7月1日以降スウェーデン国内で出生した子について、出生後に、認知又は裁判手続等によりスウェーデン人父との父子関係が確認された場合には、子は、出生日にさかのぼって当然にスウェーデン国籍を取得すると解されている。

また、同法 4 条において、「スウェーデン国籍である男性が外国籍である女性と婚姻した場合は、婚姻前にその女性から出生していた子で、1 条の規定によりスウェーデン国籍を持たない独身で 18 歳未満のものはスウェーデン国籍を取得する。」と規定されている。

したがって、スウェーデン人父の非嫡出子で国外で出生したものは、独身で 18 歳未満であれば、父母が婚姻し準正子となることによって、スウェー

デン国籍を取得すると解される。

2 デンマーク国籍に関わる統合法（2004年6月7日統合法第422号）

デンマーク国籍に関わる統合法1条1項において、デンマーク人を父又は母とする子は、生来的にデンマーク国籍を取得する旨が規定されている。また、同項において、両親が婚姻関係になく、かつ父のみがデンマーク人である子の場合には、子がデンマーク国内で出生した場合に限りデンマーク国籍を取得する旨が規定されている。

また、同法2条において、デンマーク人父と外国人母の子であって、出生によりデンマーク国籍を取得しないものは、その後両親が婚姻すれば、当該婚姻時に子が独身かつ18歳未満であれば、デンマーク国籍を取得する旨が規定されているが、これについては、両親の一方がデンマーク人であるにもかかわらず、子がデンマーク国籍を取得しない場合とは、デンマーク人父と外国人母の婚姻外でデンマーク国外で出生した子の場合であると解されている。

したがって、デンマーク人父の非嫡出子で国外で出生したものは、独身で18歳未満であれば、父母が婚姻し準正子となることによって、デンマーク国籍を取得すると解される。

3 ノルウェー国籍法（2005年6月10日制定，2006年9月1日施行予定）

2006年9月1日施行予定のノルウェー新国籍法4条において、「父親あるいは母親のいずれかがノルウェー国籍保持者であれば、その誕生した子供はノルウェー国籍を取得する。当該児の誕生以前に父親が死亡している場合には、父親が死亡時にノルウェー国籍を有していれば十分である。」と規定されているが、これについては、ノルウェー国籍を有しない非嫡出子について、出生後に、認知又は裁判手続等によりノルウェー人父との父子関係が

確認された場合には、子は、出生した時点で当然にノルウェー国籍を取得すると解されている。

4 アメリカ合衆国移民及び国籍法（1952年6月27日法律）

アメリカ合衆国移民及び国籍法は、1986年10月18日以降も累次にわたって改正されているが、控訴人が乙33号証において示した同法301条及び309条の規定は、現在も有効である。

したがって、アメリカ合衆国国籍を有しない非嫡出子は、アメリカ合衆国民である父との親子関係が形成され、子が18歳になるまでの間、当該父が子に対して金銭的援助を行うことに書面で合意することによって、アメリカ合衆国国籍を取得する。

5 1981年イギリス国籍法（1981年10月3日、1983年1月1日施行）

1981年イギリス国籍法は現在も有効であり、出生による国籍取得に関する改正はない。

同法1条1項によれば、同法施行の後に英国内で生まれた子は、両親の一方が英国市民である（父に関しては子が嫡出の場合に限る。）か、若しくは子の出生時に英国に定住している場合、英国市民となる旨が規定されている。また、同法2条によれば、子が英国外で出生した場合には、英国国籍の自動継承を海外出生者の第一世代に制限している。ただし、英国外で生まれた子の親（父に関しては子が嫡出の場合に限る。）が国家公務員又は同様の職務に就いている者であるときはこの限りでない。

英国国籍を有しない子が、出生後に、英国人父からの認知により当然に英国国籍を取得することはない。英国国籍のない子が出生後に英国国籍を取得するためには、以下のとおり、登録、養子縁組及び父母の婚姻（準正）の三つの方法がある。

(1) 登録による国籍取得

同法1条3項によれば、1983年1月1日以降、英国内で出生し、かつ、出生以降、両親のどちらかが英国市民になったか、英国に定住することとなり、かつ、子の18歳の誕生日前に登録申請がなされた場合、英国市民として登録される資格を有する。

また、同法1条4項によれば、1983年1月1日以降、英国内で出生し、かつ、申請時に10歳以上であり、かつ、申請後10年間のうち、英国に不在であった日数が各年90日を超えない場合、登録申請により、英国市民として登録される資格を有する。

なお、英国外で出生した未成年者の登録による国籍取得については、同法3条2項から6項までに規定がある。さらに、同法6条によれば、成年者の場合は、帰化により英国国籍取得が可能である。

(2) 養子縁組による国籍取得

同法1条5項によれば、未成年（18歳未満）者の養子縁組を許可する命令が英国内の裁判所で下された場合において、当該命令が下された日に養親の一方が英国市民であるときには、その未成年者は当該命令が下された日から英国市民となる。

(3) 父母の婚姻による国籍取得

同法47条1項によれば、「本法の適用に関して、婚外子で両親の婚姻により準正された者は両親が婚姻した日に嫡出子として生まれたものとして取り扱うものとする。」と規定されているが、これについては、出生時に両親が婚姻していないため、英国国籍が付与されなかった子について、出生時に父が英国市民であるか英国に定住している場合には、その後に両親が婚姻することにより、その子は準正嫡出子として取り扱われることとなり、出生時にさかのぼって英国国籍を取得したとみなされると解されている。

6 フランス民法（１９９３年７月２２日法律第９３－９３３号）

フランス民法１８条において、「両親の少なくとも一方がフランス人である子は、嫡出子であると非嫡出子であるとを問わず、フランス人である。」と規定されているが、これについては、フランス国籍を有しない子について、認知等によりフランス国籍を有する者との親子関係が確認された場合には、同条の趣旨により、子は当然にフランス国籍を有し、その効果は出生時にさかのぼると解されている。

7 ドイツ国籍法（１９９９年７月１５日改正）

ドイツ国籍法４条１項において、「親の一方がドイツ国籍を有する場合、その子は出生によりドイツ国籍を取得する。子の出生において、父のみがドイツ国籍を有し、ドイツの法律による血縁の証明のために、認知又は父子関係の確認が必要とされる場合には、国籍取得の権利主張のために、ドイツの法律に基づく法的に有効な認知又は父子関係の確認が必要とされる。認知の意思表示又は父子関係の確認手続は、子が２３歳になるまでに開始されなければならない。」と規定されている。この規定により、ドイツ国籍を有しない子についてドイツ人男との父子関係が確認された場合、子は、出生時にさかのぼって当然にドイツ国籍を取得すると解されている。

8 オーストリア公民権法

現行のオーストリア公民権法によれば、非嫡出子の出生による国籍取得については、同法７条３項において、出生の時に母がオーストリア公民であるときは、出生によりオーストリア公民権を取得する旨が規定されている。

また、認知又は裁判手続等によりオーストリア公民との父子関係が確認された場合の国籍取得については、同法７a条１項において、未成年（１８歳未満）かつ独身である者が認知された場合、認知された時からオーストリア公民権を取得する旨が規定されている。

ただし、同法 7 a 条 2 項において、認知された者の年齢が満 14 歳以上の場合、認知によりオーストリア公民権を取得するためには、認知された者及び法定代理人が公民権取得に同意する必要がある旨が規定されている。さらに、同条 3 項において、同条第 2 項の同意は公民権保有者登録課に同意書を提出することによって行い、この場合の認知による公民権取得は、同課が同意書を受領した時から効力を生ずる旨が規定されている。

9 オランダ国籍法（1985 年 1 月 1 日施行、最終改正 2003 年 4 月 1 日）

オランダ国籍法 3 条 1 項において、出生の時に父又は母がオランダ人である子は、出生によりオランダ国籍を取得する旨が規定されているが、この規定によりオランダ国籍を取得する子は、オランダ人である父又は母の嫡出子、オランダ人母の非嫡出子又はオランダ人父から胎児認知をされた非嫡出子である。

次に、オランダ国籍を有しない子について、出生後に、裁判手続によりオランダ人父との父子関係の存在が確認された場合には、同法 4 条 1 項において、一定の条件の下に当然にオランダ国籍を取得する旨が規定されている。

また、オランダ国籍を有しない子について、出生後にオランダ人父から認知された場合には、2003 年 4 月 1 日のオランダ国籍法改正前においては、子は当該認知によって当然にオランダ国籍を取得することとされていたが、同改正以後は、認知により当然にはオランダ国籍を取得しないこととされた。この場合には、同法 6 条 1 項 c 号において、当該子が未成年（18 歳未満）である間に、認知したオランダ人により 3 年間養育された場合に、当該子の法定代理人がオランダ国籍を選択する宣言をすることによりオランダ国籍を取得することができる旨が規定されている。ここでいう「養育」とは、金銭的援助のみでは足りず、認知の時から当該子と 3 年間家族として同居することが必要であるとされており、その養育の有無については、オランダ国内においてはオランダ地方当局（市長）が、オランダ国外においては在外公館の

長が、オランダ国籍選択の宣言に署名する者（当該子の法定代理人）から提出された養育に関する証拠資料に基づいて認定することとされている。

上記のとおり、2003年4月1日の改正により、認知のみによってはオランダ国籍を取得しないこととされた理由は、生物学的にも社会的にも子の父ではないオランダ人が、子のオランダ国籍取得のみを目的として当該子を認知することを回避するためである。子のオランダ国籍取得のみを目的とする認知については、多くの場合、すでに10代後半となった子をオランダに在留させるための単なる手段であった旨、オランダ国法務省からの回答を得ている。

10 スペイン民法

スペイン民法17条1項において、スペイン人の父又は母から出生した者は出生によりスペイン国籍を取得する旨が規定されているが、これについては、スペイン国籍を有しない子について、出生後に、認知又は裁判手続等によりスペイン人父との父子関係が確認された場合には、子は、出生時にさかのぼって当然にスペイン国籍を取得すると解されている。

ただし、同法17条2項において、スペイン人父との親子関係が確認された子が18歳以上の場合には、当該子は当然にはスペイン国籍を取得せず、当該子がスペイン国籍を取得するためには、認知により父子関係が確定した時から2年以内にスペイン国籍を選択する必要がある旨が規定されている。

なお、1990年12月17日改正前のスペイン民法17条4項においては、スペイン国民である父又は母との間の親子関係確定により、子が生来のスペイン国籍を自動的に取得する旨が規定されていたが、同改正後は、当該条文が削除され、新たに民法17条2項により、子が18歳以上の場合の条件が付された。

この理由については、1990年12月17日付国籍についての民法改正に関する法律第18号において、「親子関係又はスペインにおける出生が確

定した子が、スペインとの関係を持たない又は非常に希薄である場合があるところ、現実的観点及び子の利益（国籍選択の自由）を尊重し、子が18歳以上の場合の条件を付した」と明記されている。

11 ギリシャ国籍法（2004年11月10日法律第3284号）

ギリシャ国籍法1条において、ギリシャ人男性又はギリシャ人女性の子は、出生によりギリシャ国籍を取得する旨が規定されている。

また、同法2条において、ギリシャ人父に認知された未成年（18歳未満）の子は、ギリシャ国籍を取得する旨が規定されている。この場合、子は認知の日からギリシャ国籍を取得すると解されている。

12 トルコ国籍法（1964年2月11日法律第403号，1981年2月13日法律第2383号改正）

トルコ国籍法1条において、「トルコ又は外国において、トルコ人を父又は母として生まれた子は、出生によるトルコ国民とする。」と規定されている。

また、同法2条において「外国人を母として婚姻外で生まれた者は、血統上、次の方法のいずれか一つによりトルコ国民と関係が生じたときは、出生によるトルコ国民となる。（a）準正，（b）判決による父子関係の確立，（c）認知」と規定されている。

したがって、トルコ人父から認知された子は、出生時から当然にトルコ国籍を取得するものと解される。